



# 市政懇談会で 活発な意見交換

6月から「見つけよう！伝えよう！前橋・赤城の魅力」をテーマに市政懇談会を開催しています。わたしたちにとってありふれた風景や食材、施設でも、観光客にとっては魅力的なものに映ります。そうした魅力を再発見し情報発信していくことで本市が活性化し、元気で楽しい、魅力ある前橋の実現につながると考えています。ここでは、10月中旬までに開催された15地区での意見交換の一部を紹介します。

問い合わせは  
市政懇談会については 市政発信課 ☎898-6644  
国道50号の五差路については 都市計画課 ☎898-6948  
その他の意見については 観光課 ☎210-2189



芳賀地区のコスモス畑

**Q** 各地区で休耕田などを利用して面的に花を植え、1年中観光客を呼べるようにしてはどうでしょうか。大きな規模でないと観光客は呼べないので、前橋全体を花の都にしたい良いのではないかと思います。

**A** 花は観光の1つのキーワードになると考えています。地域づくり推進事業でも、環境や花に対して多くの地区で取り組んでいるので、各地区内で面的に広げてもらい、それらを線で結ぶよう検討していきます。素晴らしいアイデアだと思いますので、大いに生かしていきたいと思っています。

**Q** 赤城山ヘッツジやイベントの見学に行っても、すぐに帰ってしまう人が大勢います。長時間滞在してもらえ工夫が必要ではないでしょうか。

**A** 健康ブームの今、ハイキングや登山をする人が多いので、トイレなどの設備面を良くしてほしいという意見をいただいています。長時間滞在してもらうためには、このよ

## 赤城山での滞在時間について

**Q** 国道50号の本町二丁目五差路は自転車や歩行者の通行に不便なので、改善できないでしょうか。

**A** 国道50号の本町二丁目五差路は、JR前橋駅と中心市街地を行き来する上で、市民や観光客にとって不便だと認識しています。そのため、五差路の改修について、市長が国土交通省に対して直接要望するとともに、昨年度からは国土交通省、県、県警と勉強会を始めています。

## 国道50号の五差路について

**Q** せんべいやまんじゅうなど、どこにでもある物を売るには「あの人が食べた」などの物語性が必要だと思います。また、文化的な物が過小評価されているので、文化を行政の中心に据えて観光戦略を練る必要があるのではないのでしょうか。

**A** 特産物の歴史的な背景や本市ゆかりの著名人など、物語性や文化的な側面を付加価値にすることは重要だと考えています。今後ともそういったことを念頭に、さまざまなアイデアを検討していきます。

## 物語性・文化性に重きを置いた観光戦略について



レンタサイクルの利用を

# 財政健全化判断比率など 平成21年度分を公表

平成19年度決算から、地方公共団体は健全化判断比率と資金不足比率の、公営企業においては資金不足比率の公表が義務付けられています。健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	13.1%	119.7%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	-

区分	水道事業会計	下水道事業会計	農業共済事業会計	農業集落排水事業特別会計
平成21年度	資金不足額なし			
経営健全化基準	各20.0%			

※平成21年5月5日に本市と旧富士見村が合併したことから、両市村の決算により算定。

問い合わせは 財政課 ☎898-6542

経営健全化計画を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

本市の状況は下表のとおり。いずれも基準を下回っています。今後も数値が改善されるよう、より一層の財政の健全化を図ります。

**用語解説**

- 実質赤字比率**…一般会計などの実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。  
※**一般会計など**…一般会計、簡易水道事業等特別会計、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計。
- ※**標準財政規模**…地方公共団体の標準的な一般財源を示すもので、平成21年度決算は前橋市と旧富士見村の合算。
- 連結実質赤字比率**…全会計の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。
- 実質公債費比率**…一般会計などの公債費（借入金の返済額）だけでなく、公営企業会計などの公債費に充てるための繰出金などを含めた実質的な公債費が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。
- 将来負担比率**…一般会計などが抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。
- ※**実質的な負債**…一般会計などの地方債現在高と公営企業債のうち、一般会計などからの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社などの負担見込額など。
- 資金不足比率**…各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

# 高額医療と介護の 合算療養費制度

国民健康保険（国保）の加入世帯で、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が自己負担限度額（右表のとおり）を超える場合に、その超えた金額を支給します。対象期間は昨年8月1日からことし7月31日まで。

支給の対象となる被保険者には12月上旬に通知します。国保以外に加入している人については、加入している医療保険者に問い合わせてください。

**申請場所**＝市役所国民健康保険課か大胡・宮城・粕川・富士見支所

**必要な物**＝国民健康保険証、介護保険証、印鑑、通帳などの世帯主の口座番号が分かる物、対象期間内に国保以外に加入していた人や転入した人は以前に加入していた医療保険者が交付する自己負担額証明書

問い合わせは 国民健康保健課 ☎898-6249

	国民健康保険+介護保険	
	70歳～74歳の人	70歳未満の人
現役並み所得者*1 上位所得者*2	67万円	126万円
一般*3	56万円	67万円
低所得者*4	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円
		34万円

\*1 70歳以上の人で負担割合が3割。  
\*2 70歳未満の人で世帯員全員の合計所得が600万円以上。  
\*3 \*1、\*2、\*4以外の世帯。  
\*4 ①70歳以上の人で〈Ⅱ〉世帯員全員が市民税非課税〈Ⅰ〉世帯員全員が市民税非課税で世帯員全員の所得が各種収入から必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯②70歳未満の人で世帯員全員が市民税非課税